

労働者派遣に関する統計（解説）

業務統計と統計調査による統計とがある。

1 業務統計

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づいて、労働者派遣事業を営む事業主から提出される報告書を集計したものが2種類ある。

- (1) 一つは「労働者派遣事業報告書の集計結果」である。1事業年度の報告を集計したものである。常時雇用以外の派遣労働者数については‘常用換算’が行われ、登録者数は過去1年間に雇用されたことのない者は含まれず、月平均である。この集計結果における「派遣労働者数」は、次の「6月1日現在」とは、内容が異なる。
- (2) いま一つは、「労働者派遣事業の6月1日現在の状況」である。これは、6月1日現在の派遣労働者数の統計である。平成22年度から、6月1日現在の状況報告が年度報告の様式から分離され、個別に集計されるようになったものである。

いずれも、9月頃に速報が、さらに翌年1月頃に確報が発表される。ただし、平成23年度報告及び平成24年6月1日現在の状況報告については、平成25年5月10日厚労省発表によると、発表が遅れるとのことである（平成25年9月末現在）。

2 統計調査（統計法に基づく統計調査）による統計

厚生労働省「派遣労働者実態調査」がある。平成16年、20年、24年に行われている。それぞれ事業所調査（派遣労働者を使用していない事業所も含む）と派遣労働者を対象とする個人調査からなる。平成24年調査結果は、25年9月に発表されている。

（平成25年11月更新）